

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、丸亀市土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年8月28日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	三宅 一幸	丸亀市三条町426番地	令和8年7月31日
〃	久保 丈夫	丸亀市柞原町581番地1	〃
〃	脇 宏二	丸亀市金倉町1315番地	〃